

平成 2 5 年 度

重 点 施 策 の 概 要

1. ニセコの自然環境と景観を守り、生活環境を向上します 1 6 ページ
2. ニセコの地域資源を活かし快適な生活基盤を整備します 2 2 ページ
3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います 2 7 ページ
4. ニセコならではの環境と調和した農業をつくります 2 7 ページ
5. 商工業と農業、観光業との連携を進め、地域産業の活性化を目指します 3 0 ページ
6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます 3 1 ページ
7. 町民が共に学び合い、支え合う文化を育てます 3 3 ページ
8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます 3 8 ページ
9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくります 4 2 ページ
10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります 4 3 ページ
11. 住民みんながまちを考え、活動します 4 5 ページ

1. ニセコの自然環境と景観を守り、生活環境を向上します

土地利用

(1) 準都市計画区域の景観の保全

平成21年3月、ニセコアンヌプリ・モイワ山麓地域において、ニセコ準都市計画を指定しました。また、同年7月には、「景観地区」及び建物等の用途を制限する「特定用途制限地域」を定めました。

この新たなルールの運用に際しては、窓口での説明、広報及びパンフレット・町のホームページ等で周知を行い、町民をはじめみなさんに広く周知し、わかり易い対応に努めています。

本年度は、開発行為1件・建築物等4件の申請があり、準都市計画区域での規制に適合しているか指導・審査を行っています。

(2) 土地利用対策事業

土地利用計画法に基づき、土地の投機的な取引や地価の高騰、乱開発の未然防止、遊休土地の有効活用など、総合的かつ計画的な国土利用を図ることを目的に、1万㎡以上の土地取引に関して届出の受付をしています。本年度は19件です。

自然環境

(1) 環境モデル都市の選定

環境モデル都市は、温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市のことで、ニセコ町は平成25年10月に事業提案を行い、平成26年3月に内閣官房地域活性課統合事務局より選定を受けました。今後はニセコ町環境モデル都市アクションプラン(平成26年度から5年間)を作成し、更なるCO₂削減に向けた取り組みを行ないます。

(2) 環境基本計画の推進

ニセコ町環境基本条例に基づく環境基本計画について、現計画に引き続き、水環境と水循環の保全を中心に、地球温暖化対策や自然エネルギーの活用などを盛り込み、勉強会や検討会及び環境審議会の審議を経て、平成24年度から平成35年度までの第2次環境基本計画をスタートさせています。

平成25年度は本計画に基づき、環境教育の一環として、小学生を対象とした水生昆虫観察会を2回開催しています。

(3) 水資源の保全

ニセコ町環境基本条例の趣旨にのっとり、町の水道に係る水質の汚濁及び水源枯渇を防止し、水環境の保全と生命の源となる水源の保護を行うことにより、自然豊かな水環境と安全で良質な水を確保するとともに、良好な水環境を将来の世代に引き継ぐことを

目的に「ニセコ町水道水源保護条例」と、ニセコ町内における地下水の枯渇及び地盤の沈下を防止するために、地下水の採取について必要な規制を行うとともに、町民生活にかけがえのない資源である地下水を将来にわたって保全することにより、町民の健康で文化的な生活に寄与することを目的に「ニセコ町地下水保全条例」を制定し、平成23年5月1日に施行しています。

現在、地下水使用届出件数は、個人が47件(うちポンプ吐出口8平方cm超0件)、法人が7件(うちポンプ吐出口8平方cm超5法人)となっています。

水道水源保護地域については、水資源保全審議会の審議を得ながら、水道水源15箇所のうち、道有林を除く7地区の568筆、約202haを指定しています。また、平成24年4月1日に北海道水資源の保全に関する条例が施行されたことに伴い、条例に基づく水資源保全地域の提案を各市町村が道へ対して行うことから、町の水道水源保護地域に涵養域となる道有林を加え、国有地を除いた11地域(547筆、道有林)の約1,270haを提案し、指定されています。

(4) 環境自治体会議実行委員会

平成26年5月22日(木)から24日(土)の3日間の日程で、ニセコ町を会場に第22回環境自治体会議ニセコ会議を開催します。全国の環境政策に積極的に取り組んでいる自治体を中心に全国から参加者が集まり基調講演やパネルディスカッション、分科会、フィールドワーク、交流会等を行う準備を進めました。

ニセコ会議においては実行委員会で組織し運営を進めることから、実行委員会を4回開催したほか商工会等を中心としたおもてなし部会、ニセコリゾート観光協会による受け入れ部会を随時開催しました。

(5) 後志地域生物多様性協議会

環境省の地域生物多様性保全活動支援事業の受託により、黒松内町が事務局となり後志管内14町村において広域でのガイドライン「後志地域連携保全活動計画」を平成26年3月に策定しました。

平成25年度は幹事会や総会の開催に加え、2回の住民説明会が行われています。

生活環境

(1) 公共下水道事業

① 下水道事業の運営

ニセコの下水道は、整備予定区域の94.8%の区域で整備が完了しています。また、水洗化率は95.2%となっています。

平成25年度は公共下水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、下水道管理センター建設時に借りたお金を返済する下水道施設建設等償還金(借金の返済)等に支出しました。

② 下水道施設維持管理事業(下水道管理センター・ポンプ所・下水道管)

現在、各家庭から出る汚水の量は、一日約630m³(プール約2.1杯分)にもな

ります。汚水は、下水道管やポンプ所を通り抜けて下水処理場に集まり、きれいな水と、泥（「汚泥」）に分けられ、浄化された水は真狩川へ放流されています。汚泥は堆肥センターへ運ばれ、畜ふんや生ごみと共に堆肥化されています。

家庭から出された汚水をきれいな水へ浄化するためには、汚水管やポンプ所、下水処理場などの各施設が安全で正常に機能しなければなりません。そのために下水道管理センターの運転管理やポンプ所の各施設の適正な維持管理を行っています。

下水道管路の維持管理については管内の清掃やマンホール周辺の傷んだ舗装の補修をしています。また、10月には下水道管理センター内にある汚泥脱水機が壊れ、修理を行いました。

③下水道施設長寿命化計画策定調査（下水道管理センター）

本町の下水道管理センターは供用開始後13年が経過し、今後電気機器及び機械設備が老朽化により更新の時期を向かえます。町では計画的な更新を行なうため長寿命化計画に伴う調査を実施しています。

④農業集落排水事業（西富地区下水道事業）

農業集落排水事業は蘭越町を事業主体として広域的に進めています。機能的には下水道事業と同じです。これらの共同処理費用の一部を蘭越町に支払う負担金の運営経費や施設の維持管理費、下水道管の布設や下水道処理場建設時に借りたお金を返済する農業集落排水事業施設建設等償還金（借金の返済）に支出しています。

（2）浄化槽整備事業

町民の生活環境の改善や公共用水域の水質汚濁を防止する観点から、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外において、合併処理浄化槽の整備を進めています。

平成25年度は、5人槽16基、7人槽2基の合計18基について、浄化槽設置整備事業により町の補助金を交付しています。

（3）し尿処理（くみ取り）事業

し尿処理は、毎年、各地区からの申し込みを受け付けて作成する収集計画に基づいた収集を行い、その処理は広域事業として羊蹄山麓環境衛生組合（構成町村＝倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）が運営しています。

ここ数年の処理量の動向では、公共下水道への接続によりし尿の量が減少する反面、合併処理浄化槽の普及により浄化槽汚泥の量が増加しています。

処理量動向

（平成25年度）

計画処理区域面積	処理量		計
	し尿	浄化槽汚泥	
197.13 k m ²	1,475 t	2,406 t	3,881 t
（前年対比）	（112.6%）	（102.6%）	（106.2%）

(4) ごみ収集事業

ごみの収集事業は、可燃・不燃・生ごみ、資源ごみ等、全17区分による分別収集を行っています。

ここ数年、ごみの分別ルールが守られていないごみが増加しており、ごみの減量化や効率的な収集運搬を行うために排出ルールを守るように周知していきます。

ごみ類の収集動向

(平成25年度)

種別	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	総計
収集量	689 t	117 t	441 t	390 t	15 t	1,652 t
前年対比	110.1%	109.3%	107.0%	99.2%	1,500.0%	107.3%
リサイクル率	50.9% (前年度 52.8%)					

(5) 廃棄物広域処理事業

ごみの広域処理は、羊蹄山麓7町村で運営する可燃ごみの焼却処理と倶知安町を除く6町村で運営する不燃ごみの破砕処理を実施しています。

なお、羊蹄山麓7町村で構成する「羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会」では、平成26年度末で廃止となる倶知安町清掃センターの焼却施設の代替施設について、処理方式は固形燃料化(RDF)方式、設置場所は倶知安町として、民間委託による事業方式で実施することが決定され、平成26年10月完成を目指し整備を進めています。

(6) 資源物リサイクル推進事業

資源ごみとして分別排出される資源物は再商品化(リサイクル)されますが、これに係る収集運搬や選別処理、一時保管には多額の費用が必要です。

町では再商品化に係る資源物等分別保管を町内業者と、また、再商品化を請負う(財)日本容器包装リサイクル協会などと委託契約しています。

なお、役場裏に資源ごみ保管庫を設置し(12月31日~1月5日を除く)毎日受入を行っていますが、汚れたものや生ごみ混入ごみが出されており、リサイクルできずに燃やすごみとして処理する量も増えています。

(7) 一般廃棄物最終処分場の維持管理

一般廃棄物最終処分場は、当初、平成21年6月に満了となる計画でしたが、ごみ分別の徹底や不燃・粗大ごみの破砕処理により、埋立て量の減量化が図られ、今後5年ほどの供用年数の延長を見込んでいます。なお、平成25年度において施設内通路部分の土砂を撤去したため、残余容量が増加しています。

一般廃棄物最終処分場の運用実績

年度	焼却灰	破砕不燃物	計	備考
平成25年度	101 t	104 t	205 t	埋立容量 3,074 m ³
累計量	982 t	919 t	1,901 t	残余容量 1,706 m ³

(8) 廃棄物処理対策の検討と啓発

ごみの減量化と適切な処理を進めるため、町と町民のみなさん、事業者のそれぞれが役割を分担・協力するよう基本条例で定められています。国では、一部の家電や自動車のリサイクルなど、さまざまな廃棄物の再資源化を進めており、町でもごみ処理の方法を変更するときは、広報やチラシ、ホームページなどでお知らせします。

また、廃棄物対策検討委員会や衛生組合連合会とも協力しながら、ごみの減量化やリサイクルを推進していきます。

(9) 不法投棄廃棄物対策

「不法投棄」については、地域のみなさんや職員の通報により不法投棄物の回収・処理をしていますが、なかなか減りません。また、外でごみを燃やす「野焼き」についても毎年数件ですが発見されています。なお、「不法投棄」、「野焼き」とも警察の捜査により実行者が特定され罰則が科せられた事例があります。

(10) 境美化巡視とクリーン作戦

町職員による環境美化巡視のほか、5月と10月を「町内ぐるみの美化清掃月間」として、各自治会、学校、ボランティア等の協力により実施しました。なお、クリーン作戦は、春・秋とも雨天のため中止となりました。

(11) 衛生組合連合会事業

各自治会の衛生組合長で組織する衛生組合連合会では、町と連携し環境・衛生意識の普及、清掃活動を行っています。また、各地区において管理をお願いしていますダストボックスのペンキの塗り替えなど衛生組合長の協力により維持管理を行っています。

(12) 食品衛生事業

町では、倶知安地方食品衛生協会に加入し、食中毒の防止や食品衛生の普及対策を行っています。

平成25年度の「食中毒警報」は、7月4日から8月21日の間に13回発令され、町のホームページとラジオニセコによりお知らせしました。この間、町内では食品に関する事故はありませんでした。

平成26年2月24日、町内のホテルで団体客など21人がノロウイルスによる食中毒を発症しましたがいずれも軽症で終わっています。

食中毒防止のため、今後も関係機関と連携した取り組みを進めます。

(13) 動物の愛護と畜犬対策

北海道より委譲された狂犬病予防法に基づく犬の登録管理(随時)や予防注射(6月)を実施しています。また、ニセコ町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づいて、年間三期の野犬掃とうを実施しましたが、該当する事例はありませんでした。

なお、犬の放し飼いや、猫を含む糞の始末など飼い主のマナーの悪さが問題となっており、啓発・指導回数は増えています。

犬の登録数

平成 24 年度末	新規(+)	転入(+)	転出(-)	死亡(-)	平成 25 年度末
417 頭	13 頭	7 頭	0 頭	24 頭	413 頭

(14) 火葬場の維持管理

火葬場は昭和 6 1 年建設以来 2 8 年が経過していますが、火葬設備や屋根塗装の改修、周辺整備や霊台車の更新など、設備の定期点検に基づく適切な使用に努めるとともに計画的な営繕により維持管理しています。

平成 2 5 年度には地下水調査を実施し、除鉄により使用可能な水源が確保できたため、施設の増改築を含めた改修について検討を進めます。火葬業務は引き続き民間事業者へ委託し運営しています。

火葬場の使用状況

年度	使用回数	(うち町外者)	月平均使用回数
平成 25 年度	57 回	(9 回)	4.8 回
平成 24 年度	56 回	(6 回)	4.7 回

(15) 墓地の維持管理

中央墓地及び 5 ヶ所の地域墓地については、適正な使用(許可)管理を行っています。

また、清掃・草刈など日常的な維持管理については、民間事業者へ委託して行っています。なお、平成 2 0 年度に新規造成した中央墓地の 5 3 区画については、2 5 年度末現在で残り 2 7 区画となっています。

農林業

(1) 林業の振興

森林組合と連携しながら、伐採跡地や荒廃林などの民有林を対象として「未来につながる森づくり推進事業」を継続し支援しました。また、民有林の除間伐を促進する町独自の除間伐奨励事業を実施しています。

町有林の整備は、豊かな自然環境の保全や水源涵養等の本来の森林機能を維持することと将来の財産形成を目的としています。

平成 2 5 年度は、町有林内の森林の保育・育林事業として除伐 1 6. 4 8 h a のほか、作業道の支障木の伐採や草刈を実施しています。

2. ニセコの地域資源を活かし快適な生活基盤を整備します

生活基盤

(1) 地域の情報化（高速通信環境の充実）

ニセコ町では、ほぼ全町的に高速通信環境が整備されましたので、本年度においては、町道改良等の電柱移設に伴う光ファイバー網の維持管理を行っています。また、テレビのアナログ放送終了に伴い、地上デジタル放送の難聴対策の支援を実施しています。

(2) ICT街づくり推進事業について

ニセコ町におけるICTを活用した街づくりの推進、将来的な情報化を進めるため、総務省平成25年度ICT街づくり推進事業において地域の現状と課題、ニーズ把握の調査を株式会社NTT東日本-北海道や北海道大学と協業にて実施しています。

(3) コミュニティFM事業

ニセコ町では、そよかぜ通信を平成20年12月に廃止以来、行政情報の新たな伝達手段を検討してきましたが、役場からの行政情報や防災情報のほか、地域のコミュニティ活動を情報面から支援し活動の活性化に寄与できる、コミュニティFM「ラジオニセコ」を平成24年3月31日に開局しました。

このラジオニセコの開設にあたっては、放送局の開設準備、放送施設に係る設備を町が整備し、放送局の運営は法令により町が実施できないことから、(株)ニセコリゾート観光協会が運営しています。

本年度から(株)らむれすの人員的支援を行わず、ラジオニセコの局員で運営管理を行っています。

町では、緊急告知付きラジオを町民世帯と町内事業所に無償貸出を行い、災害時等における緊急情報の発信により、いち早く住民に対する防災情報の伝達が可能となりました。そのため、実際の防災に備えて、防災ラジオ緊急等試験放送と職員の訓練目的で割込み放送を定期的に行っています。

・ 防災ラジオの配布（貸出）状況（5月31日現在）

一般世帯	1, 663台	配布率78.9%
事業所	172台	配布率95.6%
合計	1, 835台	配布率80.2%

(4) にこっとBUS(デマンドバス)の運行補助

平成19年度から町内循環バス「ふれあいシャトル」の運行全体の見直しを行い、その中で平成22年度総務省交付金マルチプルデマンド交通実証実験、平成23年度国土交通省地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）により検討を重ねデマンドバス運行に転換することを決定し、平成24年10月から町内全域を区域に地域公共交通機関として運行しています。

平成25年度(4月～3月まで) にこっとBUS乗車実績

乗車件数(件)	乗客数(人)	日平均乗客数(人)
16,347	19,793	54.22

(5) 生活バス路線の維持費補助

町民の交通手段として必要な生活バス路線への町の補助は、にこっとBUS(デマンドバス)の運行により、対象路線を蘭越町とニセコ町を結ぶ1路線(福井線)のみとしています。蘭越町とニセコ町の路線距離に応じ、路線を運行しているニセコバス(株)に国の基準に準拠してそれぞれの町からバス路線維持費補助金を支出しています。

(6) 北海道新幹線及び北海道横断自動車道の建設促進

①北海道新幹線

平成24年6月北海道新幹線新函館北斗ー札幌間の整備新幹線着工が認可され、町内でも施工に向けた測量や予定地のボーリング調査、水文調査等が行われています。

平成25年12月には昆布トンネル(桂台工区)工事が発注され、平成26年内に工事着工される予定であり、町内での整備推進のため発注者である独立行政法人鉄道運輸機構や受託事業者と連携して取り進めます。また、平成27年度末までには、新函館北斗駅まで延伸となることから、東北や北関東からの来訪者を周遊できるよう2次交通の充実について関係機関と検討を進めます。

北海道新幹線開業へ向けた動きが加速する中で、北海道新幹線並行在来線対策協議会、後志ブロック会議も設置されており、今後とも並行在来線の存続を求めて情報収集や意見交換等を含め、沿線各自治体連携のもと協議検討を進めます。

②北海道横断自動車道

平成23年5月に社会資本整備審議会道路分科会北海道小委員会で、倶知安ー余市IC間(サービス水準時速80km)を別線で先行整備することが了承されています。また、平成26年3月、同北海道小委員会にて共和ー余市間の新規事業採択評価が審議され、平成26年度から整備が進められています。

ニセコ町としては、着工決定区間の早期開通と、未着手である黒松内ー共和間の早期着工、国道5号の現道活用される黒松内ー倶知安間のスムーズな運行が可能となるよう、拡幅や路盤の整備などを要望しています。今後も精力的に情報収集等に努め、早期着工に向けて取り組みを進めます。

(7) 道路など

より良い住民生活の実現と、経済・社会活動の活性化を図る上で必要不可欠な道路環境の整備と冬期間においても安全な道路交通を推進するため、道路改良舗装事業や除雪対策事業を行い、生活環境整備に努めています。

- 町道整備状況(平成25年度末現在): 84路線 実延長176.2km
 - うち改良済み: 114.4km(改良率64.9%)
 - うち舗装済み: 108.2km(舗装率61.4%)

①道道の整備

現在、北海道において道道ニセコ停車場線の歩道整備事業を進めています。

これまでに実施測量設計、用地確定測量、支障物件調査を終え、戸別の物件補償の交渉を進めております。平成27年度以降工事の着手に向けて、北海道と協力しながら事業を進めてまいります。

②町道の整備

国の交付金事業により町道羊蹄近藤連絡線の歩道整備事業に着手しており、平成25年度は、道道岩内洞爺線 共栄橋から国道5号線に向かって360mの歩道整備工事を実施しました。また、同じく交付金事業により町道中学校東通整備事業の実施測量設計に着手し、平成26年度で工事が完了します。

町道駅前東一線通では、大雨時に雨が溜まり周辺建物に支障が生じているため、安全性を確保するために工事を実施しています。

この様に平成25年度も安全な道路交通網の整備を進めるとともに道路施設の長寿命化を目指し、道路付帯施設の補修や改修に努めています。

③道路維持管理事業

町道の維持管理については、舗装の補修（パッチング）1,085㎡と砂利道の流亡に効果のあるR材の敷き均し4,720㎡を業務委託で実施しました。また、センターライン7,985m・サイドライン696mの引き直しのほか、民間業者委託により砂利道の路盤整正や砂利敷き均し、道路側溝の泥上げ、市街地の町道や林道等の路肩草刈りを実施しました。また、農村部の町道の草刈りを、各地区の推進会事業で実施していましたが、砂利道や一車線道路を除いて町が実施しています。

（8）河川・公園の維持管理

河川は主に町内普通河川について適時パトロールを実施しながら随時管理対応し、公園等は民間業者委託により、農村公園（ちびっこ広場）、曾我森林公園（東啓園）、有島記念公園、有島小公園、本通小公園、ニコまる公園、キラりん公園等の維持管理を行いました。また、国の交付金事業を活用して町内公園の遊具やベンチの更新を行いました。

この交付金事業により順次各公園の遊具やベンチなどの更新を計画しています。

（9）ヘリポートの維持管理

ヘリポートの維持管理については、航空法等に基づき適正に行うとともに施設の町寿命化のため場周柵の破損部分について補修工事を行いました。平成25年度の離着陸利用は、45回で、内18回は視察調査による利用となっています。

（10）公営住宅の整備

本町では、平成16年度に策定した「ニセコ町公営住宅ストック総合活用計画」を基に、平成21年度に「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画」を策定しました。この計画に基づき、老朽化した既存公営住宅の計画的な再生事業の実施と適切な維持管理を目指します。

平成25年度は、西富団地2号棟（1棟2戸）、本通B団地2号棟・3号棟（2棟4戸）、中央団地2号棟（1棟8戸）の改善工事を実施しています。

町営住宅種別管理戸数

（平成25年度末現在）

種別	区分（戸数）	合計
公営住宅	本通A団地（65）、本通B団地（11）、有島団地（20）、西富団地（8）、富士見団地（36）、新有島団地（32）、中央団地（48）、望羊団地（72）、綺羅団地（20）	312戸
特定公共賃貸住宅	のぞみ団地（28）、本通A団地（12）	40戸
その他	コーポ有島（48）	48戸
合計		400戸

（11）公営住宅の維持管理

町営住宅の入居者が、できるだけ快適かつ安全に生活できるよう、また、建物の老朽化を未然に防止するために必要な修繕・点検を行いました。

過去3年間の平均修繕費は、年間約676万円となっています。

公営住宅修繕実績

（平成25年度）

部位別		団地別	
区分	割合	区分	割合
1 床・壁類	25%	1 望羊団地	20%
2 給水・排水等	20%	2 本通A団地	14%
3 換気扇等	9%	3 コーポ有島	13%
4 畳表替え	7%	4 富士見団地	10%

※その他の団地修繕割合：5 新有島団地9%、6 中央団地9%、7 のぞみ団地8%、8 綺羅団地7%、9 本通B団地6%、10 有島団地3%、11 西富団地1%

（12）公営住宅改修工事

平成25年度、公営住宅の中規模程度の改修工事として、屋上に発生する雪庇を防止するために望羊団地（D・F・H棟）雪庇防止フェンス設置工事をはじめ、有島団地雁木引戸設置工事（1号棟から5号棟）、本通A団地・のぞみ団地・綺羅団地のロスナイ改修工事、綺羅団地駐車場側溝排水工事などを実施しています。

（13）住宅における耐震促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、「ニセコ町耐震改修促進計画」を策定しています。この計画に基づき目標の平成27年度までに耐震化率9割（公共施設及び民間住宅）を目指し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

(14) 簡易水道事業

①水道事業の運営

町水道は、簡易水道 1 地区、専用水道 1 地区、飲用水供給施設 2 地区として、安心・安全で安定的な水道水の供給を行っており、その普及率は 93.8%です。

水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、清潔で安全な水道水を確保するため実施する水質検査や施設の円滑な維持管理を図るための運転・改修などの維持管理費、水道管の布設や水道施設建設時に借りたお金を返済する水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

新たな取組みとして平成 24 年度より加入した日本水道協会での災害時相互応援協定に基づく合同訓練へ参加し、防災資機材などを操作し職員の防災対策への知識の向上を図りました。また、料金支払機会の充実を図るため、コンビニエンスストアで支払いできるようにシステムを導入し、収納率の改善を行いました。

このほか施設維持管理の将来を見据え、配水池や水道管路など維持管理の一部委託、給水施設の漏水調査を委託しアウトソーシングの導入を行っています。

②水道施設の維持管理事業

前年度に実施した水道管路及び施設の現地調査を基に水道施設台帳の電子化を行い、来庁者の水道図面の閲覧、迅速な水道事故への対応を図りました。

本年度より水道施設や漏水事故による損害、水質事故による損害など本町でも起こりうる水道事故への賠償に備えるため、水道賠償責任保険へ加入しています。

③施設維持補修事業

ニセコ地区では水源の改修工事及び道道岩内洞爺線の歩道設置工事に伴う水道管の移設工事を実施しました。福井地区では前年の大雨等により流出した水源のフトン籠補修工事、いこいの村地区では施設管理用道路の補修工事を実施しています。

④量水器（水道メーター）取替事業

計量法に定められた 8 年を経過した量水器（水道の水量を計測する機器）については、取替が必要となります。

本年度の取替は平成 17 年度に設置した量水器が対象となり、317 台の取替工事を実施しています。

⑤飲料水施設整備事業

水道水の供給を受けられない区域において、日常生活に欠くことのできない飲料水を確保するための施設（井戸）を整備する場合、事業費の 3 分の 1 以内（上限 50 万円）を町が補助しています。平成 25 年度は申込がありませんでした。

(15) 除雪対策事業

町道の除排雪は、平成 25 年度も民間事業者へ全面委託して実施しました。また、生活道路除雪費補助として、18 団体に道路の除雪費の一部を補助しました。このほか、高齢者 6 世帯の私道 0.5 km の除雪を行っています。

- 平成 25 年度除雪延長：町道 117.9 km（町道除雪実施率 66.9%）
：公共施設等 9.3 km

(16) 中央倉庫群再活用整備事業

ニセコ駅前倉庫群を対象に、新たな交流・コミュニティの拠点とし、町内外の観光や交流の拠点となるように、平成23年度は、基本設計の策定、平成24年度は、倉庫群の劣化・耐震性調査及び再活用準備支援設計の策定、平成25年度は、土地の購入及び実施設計を策定しています。

3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います

エネルギー

(1) 地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務

町内の温泉施設6社とオブザーバー参加のニセコ町及び蘭越町で構成される当協議会（事務局：北海道総合設計株式会社）は、地熱資源の基礎知識、発電・熱利用の利活用方策等について検討するため、経済産業省の地熱開発理解促進関連事業支援補助金を受け、活動を行っています。

平成25年度は、地熱利用に関するシンポジウムを2回、道内道外の地熱利用先進地視察を各1回、温泉施設のエネルギー診断を行っています。

(2) ニセコ町木質バイオマス導入検討調査

ニセコ駅前温泉綺羅乃湯のチップボイラー導入に係る経済性の検討及び資金調達の方法、原料チップの収集、チップの品質維持、導入ボイラーの機種・運用、関係者の役割、他産業や他地域への波及効果などについて調査を行いました。今後は、この調査結果のほか、他の再生可能エネルギーも含め導入に向けた検討を行う予定です。

(3) 住宅省エネルギー改修補助事業

ニセコ町内における家庭からの二酸化炭素排出の削減を図るため、住宅の省エネルギー改修工事を行う者に対して補助金を交付し、環境負荷低減の促進を図ります。

平成25年度は1件の補助実績となりました。

4. ニセコならではの環境と調和した農業をつくります

農林業

(1) 農業委員会委員の活動

平成25年度における総会は12回開催し、農地法等の法令業務である農地の権利移動についての許認可や農地転用等の業務、農業振興に関する業務である農地の利用調整等の業務や意見の公表、諮問答申等の審議を行っています。

平成21年度に行われた農地法の改正により、農地利用状況調査が義務化されるなどより地域の実態に則した農地の管理が求められています。農業委員会では、農政担当課と連携しながら現状の把握を行い、農地法の適正な運営に努めてきました。また、農地

法第4条及び第5条の権限委譲と事務委任による農地転用事務の適正な執行、農業委員会業務の「見える化」についても活動計画の策定やその点検と評価を行うことで進めています。

農地の有効利用と農家経済の活性化のため、農地賃借料の一部を助成する新たな「ニセコ町農地流動化促進事業」を創設し、平成25年度から実施し農村環境保全に努めています。

持続性ある地域の発展には地域の担い手確保が重要であるため、農業や商工業従事者などの花嫁対策についても引き続き取り組んでいます。

(2) 国営緊急農地再編整備事業の推進

町では、優良な農地と豊かな景観を未来に引継ぎ、基幹産業である農業の振興からなる地域の活性化のため、国営緊急農地再編整備事業を推進しています。

平成25年度は地区調査の4年目で、受益地や工事計画の決定を行うとともに促進期成会による中央要望を行うなど、平成26年度事業採択に向けた活動を実施しました。また、小規模な土地改良事業や農地災害復旧についても、明暗渠掘削特別対策事業、農業用水路等改修事業、農地等災害復旧単独事業など町独自の対策を推進しています。

(3) 環境と調和した安全で安心な農業の推進

環境と調和した安全・安心な農業の推進のため、土づくり実践対策を基本に良質堆肥の安定供給と土壌診断による効率的な栽培など、クリーン農業の推進と農村環境の保全、多様な農畜産物の生産・流通促進に取り組んでいます。

それと合わせ堆肥センターを核とした「地域循環型クリーン農業」の実践に重点的に取り組むため、老朽化の進んだ施設の維持管理、完熟堆肥購入費及び原料の確保、運搬費の助成に加え、土壌診断事業と残留農薬対策の継続を図りました。

また、クリーン農産物の生産と流通促進では、消費者に信頼される生産地の責任として、YES! cleanなど有機資源を用いた認証制度の普及を促進し、安全・安心な農産物の生産と供給実現への取組みを支援しています。

本年度も、町内の8割で取り組まれているイエスクリーン認証米の生産対策として10a当たり2,300円の補助に加え、低タンパク米の出荷実績に対し、60kg当たり300円の補助を実施しています。

また、JAようていの雪利用米集出荷貯蔵施設も10月に竣工し、さらなるクリーン米の長期品質保持による優位販売を促進します。

(4) 収益性の高い地域農業の確立

畑作では、土づくりを基本にした適正輪作により、計画的な作付け、安定的な品質と収量の確保、高収益野菜などを組み合わせた経営の複合化を進めています。

本年度も、ホワイトアスパラガス被覆資材の導入経費支援など、収益性の高い新規作物の導入や品質の向上、労働力の省力化に向けた取組みを推進しました。

水田では高品位米の低コストによる安定生産栽培に加えて、消費者ニーズに呼応した安全・安心ブランド「とっておき米」やニセコ産の酒造好適米を使った「蔵人衆」の販

売促進を図るなど、産地確立と売れる米のブランド化を引続き推進しました。

経営所得安定対策の実施については、地域農業再生協議会を交付金の申請事務や支払手続の窓口とし、販売価格が生産費を恒常的に下回っている米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用馬鈴薯、そば等に対する補填を行っています。

(5) 多様でゆとりある地域農業の確立

安定的な農業経営確立のためには、意欲ある担い手へ農地利用集積の促進と生産基盤の近代化が不可欠です。引き続き、「農地利用集積円滑化事業」や「農地保有合理化促進事業」制度を活用し積極的な農地の有効活用と活性化を推進しています。

農業・農村環境の維持保全のため「農地・水保全管理支払交付金事業」を継続し、地域住民を交えた町内8地区の地域活動組織による共同活動支援事業を支援しました。

また、平坦地に比較して生産条件が不利な農地の生産活用と適正な維持管理を図るため、中山間地域直接支払制度を活用し地域活動の取組みを支援しました。

このほか、認定農業者や農業生産法人の育成支援等、引き続き農業経営の体質強化に努めています。

(6) 地域ぐるみで担い手の確保

地域農業を担う優れた人的確保対策は緊急的課題であり、関係機関総力にて推進しています。後継者や新たな参入者など多様な新規就農者の育成支援を図る新規就農資金制度や各種研修制度等の継続、中核的担い手となる認定農業者の確保、指導農業士・農業士の育成、農業青年会活動の促進に努めています。

(7) 畜産振興

酪農については、自給飼料基盤に立脚した安全で良質な生乳の生産と家畜改良の促進等による乳用牛の資質の向上を推進するため、酪農ヘルパー制度の運営や乳牛資質向上対策の支援、家畜伝染病対策、町営集約草地事業など、引き続き良好な畜産環境の維持に努めました。

酪農経営における労力負担の軽減や機械・施設投資の抑制など経営の安定化を図るため、平成24年度から4年計画で推進している草地畜産基盤整備事業を引続き推進しています。農業生産法人合同会社フロンティアニセコの構成農家の草地整備を支援するとともに町営牧野の草地更新を進めています。

5. 商工業と農業、観光業との連携を進め、地域産業の活性化を目指す

農林業

(1) 農業と観光・商業が連携した地域産業の創造

本町の「農業」と「観光・商工」部門は多面的な協力・補完関係にあることから、地域内での相互連携を強めています。

平成25年度も、JA水稲生産組合ニセコ支部やニセコリゾート観光協会と連携し、ニセコクリーン米の地域ブランド化や地酒「蔵人衆」の販売促進や酒粕などを活用した特産品開発など、地場製品の消費拡大や地産地消のシステムづくりを推進しています。

商工業

(1) 商工業振興

ニセコ町商工会が実施する経営改善普及事業や地域振興事業、ニセコ綺羅カード会が実施するポイントカード（綺羅カード）に対し助成を行い、町内消費額の拡大などにより商工業の活性化に取り組みました。また、町内で起業したり、新たな事業に取り組んだりする事業者に対し、事業所の改装等の費用の一部を助成するニセコ町にぎわいづくり起業家等サポート事業を商工会と連携して実施し、地域内の事業所を増やすことで地域経済の活性化を図っています。

また、中小企業の経営安定のため、金融機関や北海道信用保証協会と連携して中小企業特別融資事業を実施しました。この融資事業については、資金の流動化が進まないなどの問題点が生じてきていますので、制度の再検討が必要と考えています。

(2) 人材の育成

昨年度から引き続き「北海道地域観光産業活性化人材養成等事業」を実施し、事業主体であるニセコ町商工会や北海道大学観光学高等研究センターと連携して、商工・観光業支える人材の養成に取り組んでいます。

(3) 雇用・労働支援

国の政策である「緊急雇用創出基金事業」を活用して失業者対策を行うと同時に、地域産業の育成に取り組みました。また、地元在住の勤労者に対しては、生活の安定及び向上を目的とした勤労者福利厚生資金融資事業を実施しています。

6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます

観光

(1) 国内観光客の誘致

今後も多くの観光客に来訪してもらえるよう、ニセコ町の魅力を伝える観光パンフレットや地域マップなどを作成することで、観光客の利便性を高めると共に地域PRに努めました。また、観光協会や関係団体等と連携して、地域内でおもてなし行動や各地で観光プロモーションを実施しています。

(2) 外国人観光客の誘致

ニセコは国際リゾート地としてさまざまな国から観光客が訪れています。観光客の嗜好は国ごとに異なっていますので、それぞれの国に合った観光資料やニュースレターを旅行代理店関係者などに定期的に送付しました。この情報作成についてはCIR（国際交流員）と協力して実施しています。また、3月にはニセコ町内で冬の観光旅行博であるスノートラベルエキスポを開催し、海外から旅行会社やメディアなどが多数集まりました。

(3) ニセコ町観光魅力アップ事業

民間事業者の活力・発案を生かし、新たな観光資源の創出や魅力向上が図られると認められる事業について補助を行い、その実現を支援しています。

(4) 観光誘客のためのおもてなし活動

宿泊施設が集中する東山・アンヌプリ・モイワ地区を中心に、道路沿いに花の植栽する地域活動を支援しています。また、宿泊施設や温泉施設で借りることができる無料貸し自転車グリーンバイクの取り組みを支援しています。

この他、シンボルキャラクター「ニッキー」「アニッキー」を活用し、観光客のみなさんのおもてなしを進めました。

(5) 観光振興活動の支援

地域内で観光振興を図る「七夕のタベ」や「ニセコフェスティバル」などの各種イベント運営や、民間事業者のみなさんが発案した観光の魅力向上を図る取り組みに対し、支援を行いました。

平成25年から新たに始まるアイアンマンジャパン北海道（トライアスロン）や道内各地で開催されるツール・ド・北海道の運営についても協力しています。

また、東京ニセコ会と連携して東京都で開催される北海道産直フェアに出展し、地域の魅力発信を行いました。

(6) MICEの誘致

季節変動による観光需要の平準化を図るため、会議や研修旅行などの誘致に取り組み

ました。MICE（マイス）に対する要望は多岐にわたるため、町内のみでは対応できないことから札幌市や倶知安町と連携して推進しています。

（7）観光審議会・戦略会議の開催

観光審議会は、観光施策を円滑に進めるため町長の附属機関として設置しています。平成25年度には1回開催しました。

観光戦略会議は、機動的に観光政策を実現していくため経済関係者や公募委員により構成されています。平成25年度には7回開催され、観光振興計画を実現する具体的な施策を検討しています。

（8）広域観光の取組

国内外の観光客が言う「ニセコ」は、ニセコ町だけでなく周辺町も含めての総称になっています。そのため、広域での施策実施が必要になっており、倶知安町と連携して「ニセコ観光局」の議論を続けています。また、「ニセコ観光圏」は、観光客入込み強化を図るために各種事業を実施するもので、蘭越町、ニセコ町、倶知安町の3町が連携して計画策定などを進めています。

（9）観光地の安全対策

雪崩による事故を防止し、ニセコを訪れるスキー客の安全を確保するため、雪崩情報の提供などを組織的に行っている「ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会」の活動費の一部を負担しました。

今後も持続可能な雪崩対策について検討を行い、体制の確立を図ります。

（10）観光施設の維持管理

町内には道の駅ニセコビュープラザや五色温泉インフォメーションセンター、温泉施設など多くの観光施設があります。たくさんの観光客が安心して利用できるよう適切な管理に努めました。また、老朽化してきている道の駅ニセコビュープラザでは、再整備基本構想を策定し、施設機能の強化策などを検討しています。

（11）観光案内所の運営

ニセコを訪れた人たちがニセコを満喫していただけるよう、道の駅ニセコビュープラザとJRニセコ駅に観光案内所を設置し、きめ細やかな観光情報を提供しています。

（12）観光大使の設置、東京ニセコ会の設立

ニセコ町を応援する著名人等をニセコ町観光大使として任命しています。現在、成瀬瞭さん（元ホテル日航アンヌプリ社長）、林家木久扇さん（落語家）のほか、東京ニセコ会役員13名が観光大使として活躍しています。

この他に、ニセコの温泉を広く紹介していただく温泉大使に、久世進さん（温泉アナリスト）を任命しています。また、首都圏においてニセコ町に関わりのある人たちとの交流を促進するため、東京ニセコ会の活動の支援を行っています。

(13) 北海道日本ハムファイターズ応援大使との連携事業

ニセコ町と連携協定を結んでいる北海道日本ハムファイターズは、吉川光夫選手、植村祐介選手をニセコ町応援大使として任命しました。

両選手には地域行事へビデオ出演したほか、トークショーを町民センターで開催し、町民との交流を図りました。

7. 町民が共に学び合い、支え合う文化を育てます

学校教育

(1) 教育振興基本計画に基づく教育施策の推進

教育委員会では、町の教育振興政策の基本方向を定め、平成25年度から概ね10年間に渡る長期的な施策の柱を設けたニセコ町教育振興基本計画を策定しました。この計画は「平和で民主的な社会を築き、発展させる力を身につける教育の実現」及び「学びと出会いを広げ、豊かな人生を拓く生涯学習のまちの実現」を理念とし、「子どもの生きる力を育む」、「学校の教育力を高める」及び「学びの気運を育む」を基本方向として、9つの目標と36の施策により構成されています。

平成25年度は、計画初年度としてその実施に取り組みました。今後、単年度ごとに各施策の取組内容や目標指標を整理、設定しながら、この計画を中心に据えた教育施策の推進に努めます。また、この進行管理においては、教育委員の学校訪問による現況把握などを通じ教育委員会として実効性のある取組を進めており、今後もこれに努めます。

(2) 小学校・中学校

学校は、生涯学習の基礎を培う役割を担うことから、積極的に家庭や地域に開かれることを目指し、保護者や地域住民の期待に応える学校として、自主・自律のもと自校の教育方針や教育計画・活動状況などの情報提供に努めました。また、それぞれの教育課程が確かに実践された証としての学校評価を実施し、評価結果の活用とPDCAサイクルの確立を図り、学校運営の改善を図ってきました。あわせて、幼児センターから高校まで学校共通の取組として、学校評価ガイドラインに基づき、平成25年度は7項目の共通重点目標を設定した共通評価を初めて実施しました。このほか、地域住民の学校経営への参加の仕組として、学校評議員制度の運営にも努めています。

こうした学校環境を整えつつ、子ども一人ひとりが学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を一体とする「生きる力」と「知・徳・体」を総合的に育むための施策に総合的に取り組みました。

「確かな学力」では、国が行う全国学力・学習状況調査に参加し、課題の検証を行いながら学校改善プランの参考とするなど、児童生徒への学習指導などの改善策の把握に努め、学力の向上に取り組みました。また、国語力の向上のため、蔵書内容を充実した学校図書室の活用により、朝読書や読み聞かせの活動を進めました。「豊かな心」では、道徳教育などの教育活動と学校、家庭及び地域での体験活動のほか、修学旅行並びに見学研修旅行先にて伝統文化や芸術などの鑑賞機会を設けました。「健やかな体」では、

望ましい生活習慣リズムのさらなる定着を図りながら、体力・運動能力の向上に取り組みました。

特色ある教育の推進においては、小・中学校に外国語指導講師を配置し、小学校の外国語活動や中学校の英語指導の充実を図るとともに、異文化理解や国際性の育成に努めています。また、学校ICT機器の運用とこれを活用した授業にも努めています。複式教育では、他校との集合学習や交流学习などにより、一人ひとりが個性を伸ばす主体的な教育の推進を図りました。さらに、特別支援教育では、小中学校に特別支援学級を設置しながら、ニセコ小学校には町単独の予算措置による特別支援講師を3名配置し、指導の充実に努めるとともに、特別支援教育連携協議会による活動を活発化させ、学校間や関係機関との連携による取組を進めました。

児童生徒の安全確保については、教職員も含めた交通安全運動、不審者情報への関係機関と連携した対応、「子ども110番の家」の協力を得た防犯模擬訓練などに取り組みました。

(3) ニセコ高校

ニセコ高校では、町立高等学校であるとの自覚のもとで地域と密接に連携した教育活動を進めるとともに、農業と観光を融合した産業人を育成する教育内容の充実を図り、地域に信頼され貢献する学校づくりを進めています。この中では、札幌国際大学との高大連携事業を推進するなど、新たな地域産業人を創造する教育課程に基づき、きめ細かな指導に努めています。

農業科学コースでは、春の苗販売や農産物の販売会などを通じ、学校と地域の交流を積極的に行いました。さらに、特色ある品種の栽培、加工、販売について、官学連携により町の新特産品の開発に向けた研究も行いました。農業実習では、地中熱利用のビニールハウスにおける栽培実験を行い、効率的な栽培方法の検証などを進めています。

観光リゾートコースでは、茶道、華道、接客サービスなど、町内の教育力を積極的に活用した外部講師による実習や産業現場実習など通じ、即戦力を磨いています。また、平成25年11月、高校とマレーシアYTLホテルズとの間で連携協定を締結し、これに基づく実習機会の確保や積極的な交流を今後も進めることとしています。

国際理解教育の推進では、外国語指導助手（ALT）を配置し、日常の英語指導を行いました。また、見学旅行の訪問先を引き続きマレーシアとし、YTLホテルスクールの生徒との交流体験や観光学習を深めました。こうした特色ある学校の取組について、活動報告会の開催やラジオニセコでの広報などにより、町民の皆さんに広くその成果をお伝えすることに努めています。

放課後の部活動においては、全国高等学校定時制通信制体育大会にバレーボール、バトミントン、卓球の各部が全国大会に出場し、バレーボール女子が全国第3位の優秀な成績を収めました。また、農業クラブでは、日本学校農業クラブ全国大会の農業鑑定競技に2名が出場するなど、日頃の学習成果を発揮しています。

このように特色ある教育環境により、少子化が急速に進展するなかにおいても、管内外よりニセコ高校を志す生徒が集まるとともに、育てた生徒を社会に送り出す進路実現においても高い進路決定率を維持しています。

(4) その他の学校教育事業

学校教育の成果は、日々児童生徒に接し、人格形成に大きな影響を与える教職員の資質・能力によるところが大きく、教職員の意識改革と指導力の向上、指導方法と指導体制の創意工夫が求められます。そのため、教職員の校内研修を計画的に推進するとともに、自らの資質向上を図るために自校の研修・研究成果の公開や授業公開を進めるなど、開かれた研修の実施に取り組みました。また、後志教育局指導主事による専門的指導、教職員の研究団体であるニセコ町教育研究会の事業推進への支援などにも取り組んでいます。さらに、平成25年度から校長会による町内教職員の研修事業を開始し、19件の独自研修を行った結果、述べ23名の研修派遣（道内外）、64名の集合研修参加（町内実施）がありました。

学校運営に支障をきたさないよう、国の補助事業などを活用した教材備品類の整備配置や学校行事で使用するバスの借上を行ったほか、児童生徒の健康診断や就学援助制度の適切な運用、教職員住宅の維持管理なども行っています。また、スクールバスの安全運行にも努めました。

このほか、子どもたちが社会参加を通じて地域社会の一員として成長していくことを促すため、小中学生を対象に子ども議会の事業を実施し、その成果を「子ども議会便り」により町民の皆さんにお知らせしています。

(5) 学校施設の整備

学校施設の管理として、中学校特別教室棟の天井修繕工事や高校校舎屋体の防水修繕工事など、複数の営繕工事を実施しました。また、教職員住宅の住環境整備のため、町営住宅（コーポ有島）南側に平成24年度建築した教職員住宅敷地内道路の舗装工事を行ったほか、2棟3戸の住宅内部修繕工事を実施し、適切な維持管理に努めています。

(6) 学校給食の充実

おいしく安心・安全で、栄養バランスを心がけた給食の提供に努めている給食センターでは、小学校から高等学校までの児童、生徒、教員等に対し約96,441食（1日当たり約483食）の給食を提供しました。

使用する食材については衛生管理や安全確保はもとより、地場産の食材の積極的な活用を図ってきました。特に今まで冬場に不足する葉物野菜では、地元農家の協力によりキャベツや小松菜の越冬野菜が使用できるようになりました。

安心した給食の提供を積極的に行うため、特定地域の産地食材を極力避けた食材の仕入れに努め、放射能安全性にも留意し、安心した給食の提供を積極的に行いました。

また、一時期不在だった栄養教諭も年度途中で配置され、児童生徒への栄養指導や「食育」に関する啓発に努めるとともに、望ましい食習慣を身につけ、食への関心を高めるよう努めました。

平成21年に新築したことを機会にドライシステム（床面乾燥方式）化された調理場は、衛生的であり、調理器具の電化による作業の効率化と安全性の向上、維持コストの軽減が図られています。永く効率的に給食を提供できるよう、施設や調理場の機器の点検を定期的に行い、更新、修理などの維持管理に努めました。

今後も文部科学省の「学校給食衛生管理基準」を遵守し、より安全で安心、衛生的な給食の提供に配慮します。

社会教育

(1) 青少年健全育成、社会教育

生涯学習社会の実現のためには、町民の自主的、自発的な学習意欲こそが地域づくりの根幹を成すものといえます。

平成25年度は第5期ニセコ町社会教育中期計画（平成22～26年度・4年目）並びに執行方針に基づき、社会教育事業を展開しました。

推進体制では、専門職である社会教育主事を配置し、生涯学習の指導体制の強化をはかりながら、各種事業を展開しました。

家庭教育では、親子のふれあいや学習会提供の場として、各小中学校下において家庭教育学級を開催し、親と子の繋がりを深めるなど家庭の教育力向上に努めました。

少年教育では、地域性を生かしながら豊かな心とたくましい身体をもった青少年の育成に取り組み、有島武及び里見惇に縁のある鹿児島県薩摩川内市を訪問する「少年の翼セミナー」を実施し、ニセコ町では得ることのできない体験や学習を深めました。また、これまで交流を続けてきた滋賀県高島市からも引き続き小学生5・6年生の受入れを行いました。この他、青少年への芸術（演劇）鑑賞機会の提供、北海道が主催する中学生・高校生の研修事業への参加奨励を行っています。さらに、放課後の子どもたちの居場所づくりとして、放課後子ども教室を継続して実施しているほか、学校・家庭・地域が一体となって学校を支援し、子どもを育む体制づくりを行う学校支援地域本部事業に取り組んでいます。

成人・高齢者教育については、PTA連合会への助成や女性学級、英会話教室、高齢者学級（寿大学）、成人学級を実施し、多様な学習機会の提供や地域住民の生きがいづくりを進めました。また、マキノ・ニセコ交流会への支援により民間交流を勧めています。

読書活動については、NPO法人あそぶっくの会を指定管理者として運営している学習交流センターを核として事業を展開しています。あそぶっくの会では、図書活動の充実を図るとともに、講演会など年間を通じてさまざまなイベントや行事を展開しています。

これらの事業は利用者から高く評価されており、町民の集う交流施設として町民に浸透しています。さらには、「ニセコ町子どもの読書活動推進計画」に基づき読書習慣、読書環境の整備をしました。また、蘭越町、真狩村と3町村による広域での読書活動の推進に努めました。

(2) 芸術文化活動を支援する

芸術文化では、豊かな感性や創造性を育む芸術文化の普及・啓発に努めました。芸術鑑賞機会の提供として、「野瀬栄進ジャズピアノコンサート」「能登谷安紀子ヴァイオリ

ンリサイタル」などの事業を行いました。また、町内児童生徒が習字・絵画・工作による作品発表の場として児童生徒習字絵画工作展を文化まつりと同一日程で開催しました。また、ダンス鑑賞の機会として「みんなでHIP-HOP」を開催し、事前ワークショップでニセコ町児童もダンスを練習し、本公演時にも参加するなど体験型の事業も行いました。

有島記念館は、有島文学の普及・発信の拠点としての展示・普及事業のほか、研究事業を行いました。

①有島武郎青少年公募絵画展事業

第25回目を迎えた有島武郎青少年公募絵画展は、272点の応募があり130点の入選作を選出しました。有島武郎賞には北海道岩見沢緑高等学校2年生の川岸優果さんの「秋刀魚」（油絵作品）が輝いています。

②有島武郎講座事業

主に町民を対象とした「朗読と音楽の調べ」ニセコを舞台とした有島武郎の作品を田村英一プロアナウンサーならではの引き込まれる朗読を通じて、有島作品や郷土に対して親しみを抱いてもらい、小説作品を自分で読む機会を楽しんでもらいました。

「第13回宮山登山会」等のイベントを開催し、有島武郎の思想と文学に触れながら、学び、交流する場を提供しました。

町民一人一人が自ら行う芸術や文化活動をより一層推進するため、文化協会、文化まつりへの支援などを積極的に行い、文化協会主催の文化祭りの開催や、コンサート・文化協会・体験教室など多くの町民の方に芸術に触れる機会を設けています。

③有島周辺地域の景観保全

有島記念館及び有島周辺のサイン（看板）の更新や、公園内・親子の坂の補修工事を行い、良好な環境の維持進めています。

今後有島地域の特色ある景観など、地域と協同しながら保全を図ります。

スポーツ

（1）気楽にスポーツができる仕組みを拡充する

社会体育事業では、各種スポーツ活動を通して、活発な地域コミュニティ活動の推進や健康増進、余暇時間の充実、スポーツ活動の日常化などに努めています。

各種スポーツ大会は、前年度の反省をもとに各チームの意見や体育指導員の意見を反映しながら実施しました。また、各種スポーツ教室は、同様に周知方法や内容を検討し、「早朝歩こう会」など多くの町民が参加できるように努めました。

体育施設の整備については、プール上屋シート修繕、ゲートボール場休憩所新築、総合体育館機能向上改修、屋根塗装、屋根防水改修工事、パークゴルフ場のバンカーを改修するなど、町民が安全で快適にスポーツ活動ができるよう整備をしました。また、陸上競技場やサッカー場、既存の体育施設など計画的に整備検討する体育施設再整備構想を策定しました。

今後は計画を広く町民に公開し、さらに意見を聞きながら体育施設の整備を進めてまいります。

体育協会は、スポーツ少年団の活動を含め各競技団体での練習、大会参加、指導者育成、大会の開催などニセコ町のスポーツ活動の主軸となり活動を行っています。

ニセコマラソン大会は、マラソンフェスティバル実行委員会が町の補助金を受け、スポーツ振興とニセコ町を広く道内外にPRする活動として、9月15日に1,494人の参加のもと開催する事ができました。

8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます

健康・医療

(1) 健康づくり

誰もが心身ともに健康で笑顔で暮らせるために、健康づくり対策の充実など必要な対策を講じ、高齢者が安心して暮らし、子ども達が健やかに成長できるよう健康づくり事業の向上に努めています。

①成人の各種健康診査

30歳以上の方を対象に、内臓脂肪症候群の増加を防ぎ、生活習慣病の予防のための特定健康診査と各種がん検診を実施しました。

対象者の14～27%が受診され、がん検診では精密検査結果からがんの早期発見者があり、早期治療につなげることができました。

昨年度に引き続き、がん検診推進事業として、子宮がん検診無料クーポン券、乳がん検診無料クーポン券、大腸がん検診無料クーポン券を配布し、がん検診受診率の向上に努めました。

各クーポン券利用者は子宮がん検診11.2%、乳がん検診16.9%、大腸がん検診14.0%でしたが、各検診の受診率は例年同様に留まっています。

②乳幼児の健康診査

乳児・1歳6か月・3歳児など成長の節目となる時期の健康診査を実施し、対象児のうち63%～82%の乳幼児が受診しました。

健診未受診や発達支援の必要な乳幼児へは訪問支援や相談を行い、子育て支援センターと連携して健康管理や育児支援に努めました。

むし歯予防対策では歯科検診・フッ素塗布事業を年間2回、幼児センターではむし歯予防教室を4回実施し、継続した検診とブラッシング指導を行いました。

また、フッ化物洗口に於ける予防は、幼児センターにおいて5歳児を対象に40人中3人が実施しました。

本町の1歳6か月児のむし歯罹患率(虫歯をもっている割合)は0%(後志3.8%)、3歳児は10.5%(後志30.5%)とむし歯の無い子が多い状況を維持しています。

③妊婦さんの健康診査

妊婦健康診査は一人当たりの助成回数を14回に、妊婦健康診査に伴う超音波検査は6回助成しております。妊婦1人平均9.9回の助成券利用があり、妊娠中の健康管理と、経済的負担軽減に役立っています。

④健康づくりの啓発・訪問相談事業

介護予防の視点からも働き盛り期の健康づくりが大変重要なことから、健康運動教室の回数を増やし、参加者が運動の楽しさや継続効果を実感された内容で開催しました。昨年度より参加数が減ったが、アンケートや体力テストで運動実施による効果がみられ、継続開催の希望があります。また、遠隔健康相談を社会福祉協議会への補助事業として継続実施し、参加者の血圧が下がる、運動歩数が上がるなど健康管理の効果が上がっています。

地区巡回健康教室は18地区89人の参加を得て開催し、地区内の交流と健康意識の向上を図りました。

⑤こどもの予防接種

予防接種法の改正で、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンが定期予防接種に導入され、5歳未満の予防接種を個別化にし、各予防接種を漏れなく受けられるように、委託医療機関との調整や保護者の方への案内を行なってきました。乳幼児期の各予防接種は対象児の67%~100%が終了しております。

季節性インフルエンザ対策では、19歳未満の方に、ワクチン接種費用の無料化を行い感染症の予防に努めました。対象児の46.2%が予防接種を受けています。

⑥大人の予防接種

季節性インフルエンザ対策では、19歳~64歳の非課税世帯対象の方と65歳以上の高齢者の方を対象に、ワクチン接種費用の無料化を行い感染症の予防に努めました。65歳以上の方の接種率は、48.3%となっています。

また、65歳以上の方で肺炎球菌予防接種を希望される方に費用の一部助成を行ない、平成25年度は25人が受けております。

⑦健康づくり推進活動

ニセコ町民健康づくり推進協議会や保健委員会を各1回開催し、健康づくり施策の現状やあり方について意見交換を行うなど、関係機関の皆様や地域の方々と一緒に推進する機運を高めてきました。

⑧保健医療施設整備

町民が安心して、必要かつ質の高い医療が受けられるよう、倶知安町を中心として近隣町村とともに、救急当番病院の開設費や訪問看護ステーション運営費などの助成をし、救急医療や在宅ケアの充実を図ることができました。

また、休日夜間救急医療センターの試行運営を平成25年1月から実施し、倶知安厚生病院の救急医療をサポートする体制を構築することができました。

さらにホームドクターとして重要な1次医療を担う町内医療機関で導入した高度医療機器の購入に対して一部助成を実施しています。

⑨エキノコックス感染防止対策

本年度も町民有志の方々の協力をいただき、ベイト（虫下しを混ぜたキツネの餌）散布によるエキノコックス駆除事業を実施しました。

平成20年度調査時点での感染率33.6%が、平成25年度調査では感染率が3.0%まで下がり大きな成果が出ています。

(2) 国民健康保険事業

国民健康保険事業は、平成21年から後志広域連合での広域行政において運営していますが、窓口業務、保険税賦課徴収事務、特定健診事務等は町の事務となっています。

特定健診については、1日簡易ドックの受診者と合わせ303人が受診し、そのうち18人に保健指導を行っています。

後志広域連合の過年度分賦金の精算により約2,600万円が町へ還付されましたが、現年度分賦金の支出が増えたことから、会計収支の均衡を図るため、4,700万円を一般会計から任意繰入れを行いました。

また、基金の残りは、およそ350万円となっています。

国民健康保険の被保険者数、医療給付費など

区 分	実 績	対前年比
被保険者数	1,657人	13人減
保険医療給付費		
給付件数	18,569件	349件減
給付金額	3億6,731万円	134万円減
1人当たりの年間医療費	22万円	増減なし
高額医療費	5,601万円	276万円減
整体や鍼灸などの療養費	193万円	69万円減

(3) 後期高齢者医療事業

後期高齢者医療制度は、平成20年から北海道後期高齢者医療広域連合が保険者となって制度を運営しています。医療機関での窓口負担を除いた医療費のうち、約5割は税金で、約4割は若い世代の方が加入する医療保険からの支援金で、約1割は高齢者の方の保険料で賄われ、国民みんなで支え合うしくみとなっています。

医療制度では2年ごとに保険料率を決定することになっており、平成25年度の保険料率は、平成24年度と同額の均等割47,709円、所得割10.61%となっています。

平成25年度の決算状況は、広域連合への負担金4,613万円、事務経費45万円、保険料の還付金13万円となり、会計の歳出額は4,671万円となりました。

(4) 医療に対する各種給付事業

子どもの健康増進と子育て世帯の保護者負担の軽減を図るため、こども医療給付事業の対象年齢を平成22年度から中学生まで引き上げを行っています。平成25年度に支払った医療費は7,760件、前年対比54万円増の1,239万円となりました。

また、北海道医療給付事業により実施している重度心身障がい者医療給付事業については、前年対比9万円増の1,145万円となり、ひとり親家庭医療給付事業については前年対比10万円減の83万円となりました。

未熟児養育医療給付事業は、今年度から北海道から委譲された事業です。

平成25年度については、1件の該当があり8万円の医療給付を行いました。

高齢者福祉

(1) 高齢者の福祉

平成24年度を始期とする第5期高齢者福祉計画に基づき、高齢者がそれぞれのライフスタイルに応じて、元気で安心して暮らすことができるよう、自らの選択により介護サービスや福祉サービスが利用できる環境づくりと心がかよう高齢者福祉の推進に努めました。

高齢者の生活支援として、生きがい活動支援通所事業（デイサービス通所）、住宅改修の上乗せ助成、高齢者緊急通報装置の貸し出し、私道除雪サービス、福祉灯油の助成、綺羅乃湯入館料の助成、老人福祉施設入所費扶助、高齢者住宅前通路除雪費扶助を行うとともに、老人クラブや高齢者事業団への運営費補助、敬老会の開催、喜寿・米寿・白寿の節目に長寿祝金の支給を行うなど高齢者福祉の充実に努めました。また、地域福祉の活動拠点である社会福祉協議会への委託事業として、高齢者の自立した生活を支援するため、除雪派遣サービスや配食サービス、軽度生活支援（ホームヘルプサービス）事業を行いました。

なお、認知症高齢者の重度化防止や家族介護の負担軽減を図るため、介護スタッフのケアを受けて少人数で共同生活を行う高齢者グループホームについては、施設の建設費や開設準備に係る整備事業経費をニセコ福祉会へ補助し、平成26年7月の開設に向けた準備を行っています。

(2) 介護保険事業

高齢者の多くは、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。

介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護予防教室（貯筋教室）や高齢者向け健康教室、家族介護教室の開催、高齢者声かけ支援事業、救急医療情報キットの配布、虚弱高齢者への訪問支援事業を実施し、介護予防の充実に努めました。

介護保険事業は平成21年度から後志広域連合が保険者となり事業を行っています。

平成25年度の決算見込みは、在宅、施設サービスなどの介護給付費3億2,865万円、介護予防事業費及び包括的支援・任意事業費959万円、介護認定審査会経費254万円、事務費等を合わせて後志広域連合へ支払った負担金は5,092万円となっています。

9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくりまします

高齢者福祉

(1) 国民年金に関する事務

法定受託事務により市町村が窓口となって国民年金の加入や異動届、免除申請や年金裁定請求の手続きなど適正な事務処理をするとともに、広報ニセコや移動相談会を活用した啓発や相談業務に努めています。

本町における国民年金保険料の平成25年度の収納率は、71.7%で前年度より1.8ポイント増加しました。

- ・ 国民年金1号被保険者該当年間被保険者数：801人（前年度835人）

児童福祉

(1) 幼児センター「きらっと」の運営

就学前の子どもたちが健やかに成長する環境をつくるため、幼稚園、保育所、子育て支援機能の一元的な運営を行い、保育・幼児教育の総合的かつ的確な提供と幼児一人ひとりの自立に向けた指導に努め、家庭・地域との連携を図りました。

平成25年度においても保育業務の資質向上のため、各種研修会への積極的な参加に加えて、保育士自らが保育方法について計画し、他町村の関係者に保育を公開するなど学校評価を踏まえたセンター運営を進めています。

また、支援を要する幼児へは、補助教諭の適切な人員配置及び関係機関との連携を図りながらより良い特別支援の推進に努めました。

合わせて、幼児の成長や発達の連続性を確立するため、小学校との連携も深めました。

(2) 母と子の子育て教室・相談事業

すこやかな成長と子育ての学習や交流を目的に育児セミナーを開催し、保護者の子育て不安の解消に努めました。また、乳幼児健康相談では、発育の相談や専門機関への紹介、幼児センターや子育て支援センター、発達支援センター（倶知安）と連携しながら保護者とともに乳幼児のよりよい発達支援を実施しています。

(3) 児童福祉・ひとり親福祉

児童福祉については、平成22年度に策定した次世代育成支援対策行動計画に基づき、安心して子育てできる環境づくりに努めました。

また、子ども・子育て支援法に基づく新たな子育て支援制度において、平成27年度から計画的に給付・事業を実施するため、町内の就学前児童と小学生児童が属する世帯を対象にニーズ調査を行い、計画策定に向けた基礎資料を作成しました。

赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡すブックスタートは、事業創設時から「あそぶっくの会」のみなさんにご協力をいただき、実施しています。

仕事などで保育に専念できない家庭にかわり、小学校1年生から3年生までの児童を保育する学童保育事業を行い、安全面等を確保しつつ児童福祉の充実を図りました。

ひとり親福祉対策としては、低所得世帯に対する福祉灯油の助成を継続して実施しました。

障がい者福祉

(1) 障がい者福祉の充実

平成25年4月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）並びに平成24年度を始期とする第2次ニセコ町障がい者計画・第3期障がい者福祉計画に基づき、「障がいのある人の人権が尊重され、自分らしく自立して暮らせる共生のまちニセコ」を基本理念として、障がい者自らがサービスを選択利用する居宅生活支援（ホームヘルプサービス、デイサービス、施設短期入所、グループホーム）、施設訓練支援（知的障害者更生・授産施設入所、身体障害者療護施設入所）や身体障害者（児童）補装具の給付、重度身体障害者日常生活用具の給付を行っています。

障がい者への福祉事業として、精神障害者共同作業所通所費、重度障害者タクシー料金扶助、じん臓機能障害者通院費、心身障害児の療育施設通園費に対する費用の一部助成を行うほか、障がい者及び介護者に対し綺羅乃湯入館料の一部助成を行い障がい者の立場に立った支援体制の充実を図っています。また、知的障がい者福祉の充実を図るため地域活動支援センター（生活の家）に対する運営費の助成や福祉団体である身体障害者福祉協会に対して助成を行いました。

10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります

防災・防犯

(1) 交通安全運動の推進

各関係団体・組織との連携を図りつつ、交通危険箇所への交通安全旗設置、交通安全教室の開催、チャイルドシート無償貸出事業、交通安全街頭啓発などの安全対策と啓発活動に努めました。

日常の防犯や交通安全など安全で安心な生活の環境づくりとして、自治会との連携のもとニセコ町街路灯整備計画に基づいて、街路灯の維持管理と計画的な設置整備を図りました。

①交通安全関係

- ・ ニセコ町交通安全推進委員会：交通安全啓発活動、黄色い羽根募金運動等
- ・ ニセコ町交通安全協会：交通安全啓発活動、事業所訪問、交通安全ポスターコンクール等
- ・ ニセコ町交通安全指導員会：各期（6期）交通安全街頭啓発、パトライト作戦、セーフティコール啓発等
- ・ チャイルドシート貸付事業；（貸出実績）計6台

②街路灯の維持管理

- ・ 街路灯の設置及び維持管理：町管理：385基 自治会等管理：265基 計 650基
- ・ 街路灯設置工事：4基（内自治会設置基数 4基）
- ・ LED防犯灯設置工事：159基 15,225,000円（自治会所有分）

（2）原子力防災への取組み

①地域防災計画（原子力防災計画編）の策定

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故後、国の「原子力災害対策指針」に基づき、ニセコ町原子力防災会議・原子力専門委員会での討議を経て、「地域防災計画（原子力防災計画編・退避等措置計画）」を策定しました。

本計画の実効性を高めるため、北海道並びに関係市町村との連携を一層強めて、原子力防災対策を進めていきます。

②他自治体との災害発生時に関する連携

原子力災害並びにその他災害発生時における自治体間の応援協力に係る協定等を締結しています。

北海道札幌市 ～ 【原子力災害時における広域避難等に関する覚書】

（平成26年3月24日締結）

福島県国見町 ～ 【災害時相互応援協定】

（平成25年11月19日締結）

③原子力防災訓練の実施

北海道並びに本町を含む後志管内13町村が実施主体となり、平成24年度に引き続き2回目の北海道原子力防災訓練を10月8日（火）に実施しています。

本町では、ニセコ生活の家、日本赤十字奉仕団ニセコ支部、ラジオニセコ他関係機関等の協力を受け、災害対策本部設置訓練、避難訓練、避難所開設訓練、炊き出し訓練、職員派遣訓練、放射線モニタリング訓練、広域避難訓練（ニセコ生活の家）、屋内退避訓練（各学校・幼児センター）、住民広報訓練など、役場71人、一般451人が参加しました。

（3）防災力の強化と防災資機材の充実

災害対策と災害対応全般及び防災訓練等を担当する「総合防災対策グループ」、原子力防災計画の策定と防護対策等を担当する「原子力防災グループ」により、事務の効率化と防災体制強化に努めています。

また、平成22年度から防災資機材の整備充実を進めていますが、平成25年度は、防災運搬用軽トラック1台、ノートパソコンなどのOA機器、高圧洗浄機1台、携帯無線機14台及び備蓄食糧を購入して災害時に備えることにしたほか、北海道から原子力防災資機材として、別表の資機材の寄託及び無償貸与を受けました。

空間放射線量の測定及び公表については、北海道が設置する環境放射線モニタリング機器で測定を行い、その結果を町公式ホームページ及び広報「ニセコ」で行いました。測定数値は平常レベルで推移しています。

資機材名	役場用	消 防 支 署 用	合 計
シンチレーションサイベイメータ	3		3
GMサーベイメータ	1		1
簡易サーベイメータ	26		26
防護マスク（全面型・半面型）	各 34		各 34
防護マスクフィルタ（2個1包）	28		28
安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム丸 50mg）	23,000		23,000

（４）消防力の強化

羊蹄山麓消防組合では、消防体制の充実並びに職員個々の能力向上を図るため、消防本部、消防署、支署における所属間の広域的な人事異動を積極的に実施しています。

今年重点対策として、平成16年に導入した救急車の更新を行いました。更新にあたっては、救急救命士による、より高度な救命活動を行うための高規格仕様とし、医師の指示により従前より高度な措置が出来るよう整備いたしました。なお、車両本体はJA共済より寄贈を受けています。また、消火栓の老朽化に伴い、年次計画により2箇所の消火栓更新工事を実施しています。

（５）消費者行政の推進

平成22年6月に開設した「ようてい地域消費生活相談窓口」は4年目を迎え、ニセコ町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩村、蘭越町、黒松内町の7町村による共同運営は順調に行われています。

現在、専門の相談員の1名体制を堅持しながら、迅速かつ的確な相談への対応と、構成7町村における情報共有を進めることで、着実な消費者行政の推進に取り組みました。

11. 住民みんながまちを考え、活動します

住民自治

（１）情報公開、個人情報保護

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、町民の皆さんの知る権利を保障するとともに、個人情報適切に保護されるよう必要な対応を進めました。その状況は、各条例の運用状況として6月に開催される町議会定例会において報告するとともに、広報「ニセコ」で町民の皆さんへお知らせしています。

（２）広報広聴活動

町の広報広聴活動は、ニセコ町まちづくり基本条例に規定する情報共有や住民参加の機会を確保する大切な活動として、工夫、改善しながら取り組みを進めています。

平成25年度の広報広聴検討会議では、広報広聴活動全般、広報ニセコのリニューアル、広聴の取り組みについて話し合いを行いました。

①広報誌、予算説明書

広報「ニセコ」、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」は、町民のみなさんからの意見を伺い内容の工夫を行いながら、情報共有の大きな柱として発行を続けています。

②ニセコそよかぜメール

町では、携帯電話などを利用したお知らせ配信サービス（ニセコそよかぜメール）による情報伝達を行っています。

③まちづくり町民講座等

町の主要課題を自由に話し合う場として、平成25年度は、まちづくり町民講座を2回開催しました。エキノコックス対策、ニセコ町民の食生活データからわかる健康対策についての講座を開催し、町民のみなさんと議論しました。

まちづくり懇談会については、町内22会場で開催し、延べ199人の参加をいただき168件の意見や要望を受けました。このほか、こんにちほ町長室やおぼんです町長室を開催しています。

④ニセコ町ホームページ

町の情報伝達手段の一つとして町ではホームページを作成してきました。内容の充実や見易さ、町の情報をさらに充実するため、平成23年2月よりリニューアルしました。

引き続き、内容充実や見やすいホームページづくりを推進していきます。

(3) まちづくり活動

①まちづくり委員会

「まちづくり委員会」は、地域づくり活動に対する補助制度(まちづくりサポート事業)の審査及びふるさとづくり基金の使途協議を通じ、まちづくりに取り組む町民への支援策を考えていく場となっています。同時に、まちづくりに関わるさまざまな課題や主な事業の方向性などを自由に検討する場として機能しています。

また、小中学生による「子どもまちづくり委員会」は、教育委員会が取り組む「子ども議会」と共に、子どもの社会参画を育む場として継続した取り組みを進めています。平成25年度は、「身近な環境から町を考えよう！」をテーマに町内河川での水生昆虫観察、フットパスやスノーシュー体験を通じ自然環境について学びました。

②ふるさとづくり寄付

平成16年にふるさとづくり寄付制度(1口5千円で指定5分野に寄付いただく仕組み)が始まってから9年が経過しました。平成25年度末時点で2,759口、13,795,000円の寄付をいただいています。

また、平成19年度からは、お寄せいただいた寄付の具体的な使い道を検討し、これまで「環境の保全及び維持、再生に関する事業」の分野において、曾我公園・桜ヶ丘公園植栽事業の実施、「有島武郎に関する資料収集及び有島記念館特別展開催事業」の分野において、有島武郎農場解放記念文を記した掛軸を保存するためのレプリカの

作成、有島武郎自筆原稿、著作集（署名入り）、有島武郎宛書簡・葉書、自筆の書幅の購入に活用しました。

なお、平成22年度からは、従来の寄付手続きに加え、クレジットカード納付による寄付手続きを導入し、寄付者に対する利便性の向上を図ることにより、ふるさとづくり寄付の推進に努めています。

（５）住民主体による花や木の植栽活動

平成25年度は、NPO法人ニセコまちづくりフォーラムが中心となり地域住民主体により実施する中心市街地（綺羅街道）への花の植栽事業、ニセコをこよなく愛する会が主催している「ニセコ千本桜運動事業」、中央地区連合町内会が主催した「ハロウィンカボチャによる中央地区周遊地活性化事業」にそれぞれ補助を行いました。

（６）まちづくり基本条例の第3次見直し

ニセコ町まちづくり基本条例第57条の規定に基づき、「条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか」の視点により町民検討委員会にて審議いただきました。答申の結果、今回は条例改正を見送ったものの、条例での規定事項について取組みを推進するよう付帯意見をいただいております。引き続き、情報共有と住民参加の基本理念の下、まちづくりのルールである基本条例を遵守していきます。

（７）ニセコ町総合計画の推進

総合計画は、その地域の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想で、町の将来を決める重要な計画です。平成24年4月から『環境創造都市ニセコ』を基本理念とした第5次ニセコ町総合計画をスタートさせています。

第5次総合計画では、ニセコ町が進むべき道筋をビジョンとしてまちづくりの方向性を示し、町民目線から見た計画推進を行っています。

（８）北海道日本ハムファイターズとの包括連携協定の取組み

平成25年5月、ニセコ町は北海道日本ハムファイターズと包括連携協定を締結しスポーツ、観光、食と観光の3分野の取組みを進めることとしています。今年度は、町民を対象とした体を動かすイベント、食事調査、野球教室等を実施しました。協定期間中、町民の健康増進に向け関連した取組みを推進します。

（９）地方分権改革への対応

国と地方の関係を見直す地域分権改革が進められています。今後も地方分権改革に関する情報には今後も、注意深く対応し、必要に応じ住民への情報公開に心がけます。

（10）広域行政の検討

平成19年4月からスタートした広域連合については、そのメリットである経費節減効果を少しでも早く発現できるよう期待されます。

なお、電算システムの構築が整ったことにより、平成21年4月から国民健康保険事務及び介護保険事務がスタートしています。

平成25年度 後志広域連合決算見込

(単位：万円)

	共通経費	滞納整理事務	国民健康保険事務	介護保険事務	合計
広域連合全体	5,760	1,472	936,833	78,378	1,022,443
ニセコ町負担	394	87	28,190	5,092	33,762

※広域連合全体は平成25年度決算額、ニセコ町負担は平成25年度末予算額にて記載。

(11) 交流事業

大学生インターンシップ（2名、2校）、ニセコ中学校職場体験（6名）、倶知安高校生現場実習（3名）の受け入れ、全国の議会や行政関係者、独立行政法人国際協力機構（JICA）海外自治体職員等による視察受け入れ対応などを行いました。

(12) 国際交流事業

一般財団法人自治体国際化協会の国際交流員招致事業を通じて、韓国と中国、スイス、イギリスから計4名の交流員の受け入れを行い、町民との交流や町の国際交流の推進を図るほか、居住外国人や観光客に対応できるように体制を強化しています。

(13) 議会議員の活動

平成25年度における議会の開催は定例会4回、臨時会5回が開催され、条例の改正や制定、予算審議、各種陳情書や意見書等の審議を行ったほか、予算及び決算について集中的に審議するそれぞれの特別委員会を設置し審議を行ないました。

また、平成24年度において役場庁舎再整備基本構想が策定され、平成25年3月定例会で役場庁舎再整備調査特別委員会を設置しました。7月には、同特別委員会委員会による庁舎再整備に関する調査として、福島県南相馬市、伊達市、国見町の行政視察を行っています。いずれも、震災による国の助成があって庁舎の再建ができた自治体です。

庁舎再整備については、庁舎整備以外にもさまざまな優先課題があるなか、今後の財政状況を見据えながら、なお慎重な検討が必要とのことで話し合われています。

総務常任委員会、産業建設常任委員会がそれぞれ所管する事務について調査を行う「所管事務調査」についても実施しました。

また、本年度も町民と議会の距離を縮める場として「議会報告・町民との意見交換会」を開催しました。提案されたさまざまな意見に少しでも応えられるよう、課題解決に取り組んでいきます

(14) 議会だよりの発行

本会議や委員会での審議状況及び一般質問等の議会活動を町民に周知することは大変重要なことです。

このことから年4回にわたり「議会だより」を発行し、全戸配付を行っています。

(15) コミュニティ運動の推進

自治会活動の活性化を図るため、地域自治振興交付金制度により支援しています。

地域自治振興交付金の交付状況：57自治会、2,891,200円

(16) コミュニティ施設の維持管理

地域コミュニティ活動や文化的活動など多様な日常活動の拠点となるニセコ町民センターや各地域コミュニティ施設について、利用者に快適な環境を提供するため、施設の適切な維持管理に努めています。

施設管理運営事業

対象施設：ニセコ町民センター、西富地区町民センター、近藤・元町・里見・ニセコの地域コミュニティセンター、福井地区コミュニティセンター、曾我活性化センター

対象工事：ニセコ町民センター防犯用ネットワークカメラ設置工事、福井地区コミュニティセンター外壁木部塗装修繕工事、ニセコ地域コミュニティセンター屋根・外壁木部塗装修繕工事、各地域コミュニティセンターFF式暖房機分解修理11台

備品購入：演壇5台（ニセコ町民センター：大ホール2台、小ホール・研修室1・研修室2各1台）

(17) 戸籍、住民記録に関する事務

本町の外国人を除く人口は、自然増減（出生・死亡）が16人減少、社会増減（転入・転出）は26人増加し平成25年度末では前年と比べ10人増加し4,671人となり、多少の増減はあるものの緩やかな増加傾向となっています。

世帯数も増加傾向を示し、1世帯当たりの人数は2.12人と核家族化が継続している実態にあります。

平成24年7月9日改正の住民基本台帳法の施行により、外国人住民についても住民基本台帳に登載されました。これにより住所に関することは住基法に基づく事務となり、在留資格や在留期間などの身分に関することは、入管法に基づき地方入国管理局で手続きをすることとなりました。

外国人登録人口については、倶知安町ひらふ地区を中心とする海外からの投資等の影響から、同地区を拠点として様々な活動を展開する外国人の移動が増えており、その傾向は本町でも同様な活動が展開されていることを背景にして、平成18年度以降から外国人住民が急激に増加しており、平成25年度末では前年と比べ23人増加し133人となっています。

戸籍総合システムに関しては、平成21年3月21日を改正日として、紙戸籍から電算化システムへ更新しました。

この戸籍総合システムの導入により、戸籍の検索が迅速になり証明書発行など行政サービスの向上が図られました。また、平成25年1月25日の戸籍法施行規則の一部改正により、戸籍副本データ管理システムを平成26年3月の戸籍総合システム機器の更新と併せて導入しました。

ニセコ町の人口動態

年度	区分	男	女	計	世帯数
平成 25 年度末	日本人	2,318 人	2,353 人	4,671 人	2,198 世帯
	外国人	86 人	47 人	133 人	92 世帯
	計	2,404 人	2,400 人	4,804 人	2,290 世帯
平成 24 年度末	日本人	2,326 人	2,335 人	4,661 人	2,192 世帯
	外国人	68 人	42 人	110 人	71 世帯
	計	2,394 人	2,377 人	4,771 人	2,263 世帯

(18) 住民基本台帳ネットワークシステム事務

平成14年8月5日に第一次業務をスタートした住民基本台帳ネットワークは、ニセコ町個人情報保護条例の規定に基づいた情報危機管理のもと、厳格な運用に努めています。なお、平成19年度から北海道自治体情報システム協議会で実施したサーバーの共同運用に参加し、維持管理の委託により職員の負担軽減を図っています。

平成25年度住民基本台帳カード発行数：5件（累計176件）

公的個人認証の登録件数：1件（累計133件、うち平成25年度に25件を更新）

行財政

(1) 町の税金

平成25年度分の税の収納率は、現年度分では、町民税で前年比1.34ポイント減となったため、他の税が前年度並又は微増でしたが、国保税を除く全体で0.32ポイント減少となりました。国保税は0.03ポイント減でした。

町税5税の現年度分では、町民税の収納率の減少により、収納率は前年度を下回りました。町民税は、調定額、収入額、収納率とも前年度を下回りました。固定資産税、たばこ税、入湯税、軽自動車税は、調定額、収入額、収納率とも前年度を上回りました。

現年度課税分の全体の収入額は6億5,131万円、収納率は98.55%で、前年度対比では税収で232万円の増となりましたが、収納率0.32ポイントの減となりました。また、滞納繰越分を含めた町税全体での収入額は6億5,847万円、収納率は95.66%で、前年対比税収で268万円、収納率0.03ポイントの増となりました。

国民健康保険税では、健康保険分（一般医療分、退職医療分）、後期高齢者支援金、介護納付金の現年課税分の収入額は1億5,875万円、収納率は95.27%で、前年度対比は、収納率では前年度対比0.03ポイントの減となりましたが、税収で742万円の増となりました。滞納繰越分を含めた全体での収入額は1億6,576万円、収納率は86.22%で、前年対比は、税収で732万円、収納率0.73ポイントの増となっています。滞納分をあわせた国保税全体の収納率は、3年連続で前年度を上回ることができました。

依然として地方財政は厳しい状況にあり、町税の確実な収納による自主財源の確保が大変重要となっています。町では、税負担の公平性の確保と収納率の向上を目指し、督促・催告の強化、訪問徴収や滞納処分の実施など徹底した収納対策の強化を図っています。また、後志広域連合における、ニセコ町分の税の滞納整理額は、財産や給与、預金の差押え等により9件で133万円となっており、道税との共同の催告、徴収も含めて連携強化を図っていきます。

平成25年度から納付環境の整備を目的にしたコンビニ収納の利用を開始しました。

口座振替を除く納付件数は、13,015件で、うちコンビニ利用件数は3,463件となりました。

口座振替を除くコンビニ利用率は、26.61%という高い数字となりました。

土曜日や祝祭日、夜間の利用など納税者の利便性が向上すると共に、本収納が、収納率の向上に繋がっているものと考えています。

(2) 役場職員の研修、人材の活用、目標管理

職員一人ひとりの持つ潜在的な能力や個性を最大限に生かしていくことは、公務を遂行するうえで極めて重要なことです。

本町のまちづくりに豊かな発想力と多彩な情報、能力をもって対応できる職員の育成を図るため、専門の研修機関での実務研修、自主企画による提案型研修、全職員を対象とした職場研修などを実施しました。また、役場が自治を支える機構として広範な仕事に取り組めるよう、社会人経験者の登用や任期付職員の採用のほか、専門業務への嘱託職員や地域おこし協力隊の配置など、多様な人材活用を積極的に進めました。

さらに、職務目標の設定と達成評価を行い、職員個々が職務目標を的確に捉え、その達成に向けて能力を発揮する職場管理に取り組んでいます。

(3) 計画的な公共施設管理

① 役場庁舎再整備基本構想の策定

防災・災害対策拠点となる役場庁舎について、昨年度に策定した役場庁舎再整備基本構想をもとに、本年3月に設置された町議会特別委員会のご意見をいただきながら具体的な内容や方法などを整理し検討を行いました。しかし、庁舎整備に必要な財源確保が大きな課題となったところです。今後、庁舎建設基金の設置など財源確保に向けた取り組みを行っていきます。

② 公共施設管理

公共施設の簡易劣化診断や公営住宅ストック総合活用計画、橋梁の長寿命化計画などを活用し、公共施設全般の維持補修について、将来的な負担を減らすよう、計画的な維持管理を進めています。

③ 職員住宅の維持管理

職員住宅は、建築から30年以上経過しているものが多く、老朽化が進んでいりことから計画的に改修、修繕を行っています。また、民間集合住宅6戸を職員住宅として借上げ、職員住宅不足の解消を図っています。

(4) 行政情報システム、情報ネットワークの運用

行政事務の多くを処理するコンピュータシステムを安定的に稼動、運用するため、町では、システムの開発や運用を共同で行う、北海道自治体情報システム協議会（町村会情報センター）に加入し、システムの共同調達や開発、運用を効果的に進めています。また、機器類の更新やシステム運用体制の更なる効率化を目指すとともに、災害などの危機状況時にも安定運用を図るため、主なサーバーをデータセンターにおいて運用しています。

あわせて、国、道、他市町村の機関との総合行政ネットワーク（LGWAN）環境の管理運用を行うとともに、北海道電子自治体共同運営協議会（HARP協議会）に参加し、電子申請システムの共同利用を進めています。

(5) 選挙事務

平成25年度は、任期満了に伴う参議院議員選挙を7月21日に、ニセコ町長選挙を9月29日に選挙を執行しました。投票日前でも投票ができる期日前投票制度の周知を行うなど、有権者のみなさんが投票しやすい環境づくりに努めています。

(6) 計画的な行財政運営

計画的な行財政運営を進めるため、財政計画（中期財政見通し）及び新行政改革計画に基づき事務事業を進めています。

町の行財政運営の健全性を維持するため、国の補助交付金などさまざまな財源を確保するとともに、過疎債などの有利な借入金の活用にも努め、平成25年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率14.7%、将来負担比率86.8%となりました。今後もなお一層の健全な財政運営に努めていきます。

(7) 地籍成果の管理・運営事務経費

平成22年度から地籍デジタルデータの更新作業を行い地籍成果管理システムの運用を行っています。データ化することで、地図の交付が迅速化することに加え、道路や農地管理など地図を使った他業務への活用が行われています。